

放課後等デイサービス すてら 料金表

令和5年6月1日 改定

この料金表は、放課後等デイサービスすてらが提供するサービスについて発生する、利用料及び加算項目、その他の費用について定めています。介護報酬改定時やその他の費用について変更があったときは、都度改定版を配布します。

1. 利用料金

利用料金は、下表のとおりです。

	学校登校日（放課後）に行う場合	学校休業日に行う場合
利 用 料	6, 0 4 0円	7, 1 2 0円
利用者負担額	6 0 4円	7 1 2円

2. 加算項目

(1) 事業所がとっている体制により、下表のとおり料金が加算されます。

加 算 項 目	利 用 料	利 用 者 負 担 額	内 容	体制状況
福祉専門職員配置等加算(Ⅲ)	60円	左記の1割	指導員のうち、勤務形態が常勤の者が75%、又は勤続年数が3年以上のものが30%を超える場合、利用1日につき加算。	○
児童指導員等加配加算	専門職(保育士) 1, 870円	左記の1割	支援が必要な児童のために専門職、保育士、児童指導員、その他の従業者などを人員配置上必要となる従業員に加え、常勤換算1.0以上配置した場合、利用1日につき加算。	○
	児童指導員 1, 230円			-
	その他の従業者 900円			-
福祉・介護職員処遇改善加算	8.4%	左記により算出した額の1割	北海道に処遇改善計画書の届け出を行い、国で定めたキャリアパス、職場環境等の各要件を満たした上で福祉・介護職員の賃金の改善等を行っている場合、1月あたりの総単位数に左記加算率を乗じて加算。	(Ⅰ)
福祉・介護職員等特定処遇改善加算	1.3%		(Ⅰ)	
福祉・介護職員等ハースアップ等支援加算	2.0%		○	

(2) 事業所がとった対応の内容により、下表のとおり料金が加算されます。

加算項目	利用料	利用者負担額	内容
送迎加算	540円	左記の1割	事業所が利用児童に対し、送迎を行った場合、片道1回につき加算。
欠席時対応加算	(I) 940円	左記の1割	児童が急病等により利用予定日の前々日、前日、当日に中止の連絡があり、連絡調整や相談援助を行った場合、月4回を限度として加算。
	(II) 940円		利用児童が体調不良等の理由で利用を中断し、サービスの提供時間が30分以下になった場合、利用中断日1日につき加算。
個別サポート加算(I)	1,000円	左記の1割	ケアニーズの高い児童(著しく重度及び行動上の課題のある児童※受給者証に指標の記載がある児童)への支援を行った場合、利用1日につき加算。
延長支援加算	1時間未満 610円	左記の1割	運営規定に定められた営業時間が8時間以上の事業所で、営業時間の前後に延長としての利用がある場合、利用1日につき加算。
	1～2時間未満 920円		
	2時間以上 1,230円		
利用者負担上限額管理加算	1,500円	左記の1割	通所給付決定保護者の依頼により、負担上限月額を超えて事業者が利用者負担額を徴収しないように、利用者負担額の徴収方法の管理を行った場合、1月につき1回加算
家庭連携加算	(1時間未満) 1,870円	左記の1割	居宅を訪問し、利用児童及びその家族等に対する相談援助等の支援を行った場合、月4回を限度として加算。
	(1時間以上) 2,800円		

事業所内相談 支援加算（Ⅰ）	1,000円	左記の1割	事業所内等において、個別支援計画に基づき、利用児童及びその家族等に対する相談援助を行った場合、1月に1回を限度として加算。
関係機関連携 加算（Ⅰ）	2,000円	左記の1割	学校等の関係機関と連携して個別支援計画の作成に係る会議の開催や日々の連絡調整及び相談援助を行った場合、1月に1回を限度として加算。
保育・教育等 移行支援加算	5,000円	左記の1割	子ども・子育て施策等への移行支援（放課後等デイサービスを退所して放課後等児童クラブに通う場合など）、移行後の相談援助を行った場合、1回に限り加算。

3. その他の費用について

内 容	料 金
療育活動に係る日用品費 （個別の創作的活動に係る材料費等）	実費相当額
日常生活において通常必要となるものに係る費用 （食事・おやつの提供に要する費用（おやつ代））	1食あたり 50円
日常生活において通常必要となるものに係る費用 （食事・おやつの提供に要する費用（食事代））	1食あたり 200円
日常生活において通常必要となるものに係る費用 （療育活動に係る教養娯楽施設（科学館やプール等） 利用時の施設利用料の実費）	実費相当額